

高齢者施設等における感染拡大期の対応について

オミクロン株による感染拡大により、高齢者施設等で感染患者が増加している。このため、感染防止対策の徹底や施設内等で感染患者発生時の体制を整備し、感染した高齢者には、介護等支援を行うとともに、酸素投与などの医学管理の必要もあることを踏まえ、高齢者施設における医療ケアの充実を図っていく。

1 感染拡大防止策の徹底

(1) 感染防止対策の徹底

感染対策の手引きや感染予防ポスター、チェックリストの活用等による基本的な感染対策やリスクの高い行動の回避、ワクチンの積極的な接種等を通じ、感染防止対策の徹底を要請するとともに、オンライン面会活用等を含めた対応の検討などを要請

(2) 施設等従事者に対する集中的検査の実施

感染を早期に発見し事業継続を支援するため、従事者に対する検査を集中的に実施

2 感染者発生時の感染拡大防止・事業継続支援

(1) 感染した利用者等に介護サービスを継続するために、不足する衛生資材を提供するとともに、かかり増し経費をサービス継続支援事業補助金として交付

(通所介護：537千円/事業所、訪問介護：320千円/事業所)

(2) 施設において職員等が感染し、職員不足のため介護サービスの継続が困難な場合、当該施設等に他の施設職員が応援する仕組み（兵庫県協カスキーム）を運用

(応援職員1人：13,000円/日)

3 要介護療養者・回復者に対する介護サービス提供支援

(1) 在宅の感染高齢者に対して訪問看護又は訪問介護事業所が引き続きサービスを継続提供できるよう、提供事業所に対する協力金の支給

(訪問看護：52,000円/日、訪問介護：38,000円/日 等)

(2) 感染した施設入所者が入院できず施設内で療養した場合、安心して施設内での療養が継続できるような必要な経費を支援

医療関連経費：健康管理支援事業 250千円/人

介護関連経費：サービス継続支援事業補助金 150千円/人

(3) 遠方からの入院後、新たに介護が必要となった高齢者が退院する際、広域での退院調整が円滑に進むよう、調整窓口となる地域包括支援センターの一覧等を提供

(4) まん延防止等重点措置実施期間中、感染した要介護高齢者等が退院できる状態になった場合に、施設等が速やかに受入できるよう支援金を支給 (300千円/人)

4 医療ケアの充実

(1) 看護師等の派遣

高齢者施設等において患者が発生した際に、県看護協会及びNPO法人ジャパンハート等と連携し、施設の感染拡大防止対策の指導及び医療従事者の支援について、改めて周知し、看護師等の派遣を促進 (派遣費用の上限についても拡充(8,280円/時間←5,250円/時間))

(2) 往診等の活用

併設保険医療機関の医師や配置医師による通常健康観察に加え、必要に応じて往診・調剤を行うよう、高齢者施設等に周知するとともに、県医師会に協力を要請

県は往診等を実施した医療機関等に対して支援 (医療機関：5万円、薬局：1万円)

(3) 施設内療養時の酸素濃縮装置の確保

施設内療養者が酸素濃縮装置の使用が必要となった場合に所管健康福祉事務所等を通じて酸素濃縮装置を貸与